

秋田県女性人材の登録等に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の政治、経済、社会などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、各分野において活躍する又は活躍が期待される女性の登録、活動への支援等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、次世代・女性活躍支援課長に対し、「秋田県女性人材登録申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出することができる。

- (1) 県内に居住し、男女共同参画又は女性活躍に理解があり、自らの活動によりその推進を図ろうとする意欲を有する女性であること。
- (2) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項(以下「人材データ」という。)を記載しなければならない。

- (1) 氏名(ふりがな)
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 連絡先(電話番号、Fax番号、Eメールアドレス)
- (5) 専門分野
- (6) 職業
- (7) 所属(企業・団体等名称、部署名等、役職名、電話番号)
- (8) 保有資格
- (9) 主な経歴・活動歴、審議会等委員歴、具体的な活動内容、最終学歴
- (10) 顔写真
- (11) 人材データの公表に関する意向
- (12) その他、前項に掲げる要件を確認するために必要な情報

3 次世代・女性活躍支援課長は、第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)の人材データを名簿に登録するものとする。

4 次世代・女性活躍支援課長は、前項の規定により登録したときは、当該申請者に対し、「秋田県女性人材登録通知書」(様式第2号)により通知する。

(登録の変更)

第3条 前条第3項の規定により登録を受けた者(以下「女性人材」という。)は、人材データの内容に変更があったときは、「秋田県女性人材登録事項変更届」(様式第3号。

以下「変更届」という。)を次世代・女性活躍支援課長に提出しなければならない。

- 2 次世代・女性活躍支援課長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を審査し、前条第3項の名簿（以下「女性人材登録名簿」という。）に登録されている当該女性人材の人材データを修正するものとする。

（登録の取消）

第4条 女性人材は、女性人材登録名簿への登録を取り消したいときは、「秋田県女性人材登録取消届出書」（様式第4号。以下「届出書」という。）を次世代・女性活躍支援課長に提出するものとする。

- 2 次世代・女性活躍支援課長は、前項の規定により届出書の提出があったときは、当該届出書を提出した女性人材の登録を取り消すものとする。
- 3 次世代・女性活躍支援課長は、前項の規定に関わらず、女性人材が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により登録を受けたとき
- (2) 女性人材が活動を廃止又は休止したと認められるとき

- 4 次世代・女性活躍支援課長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消した女性人材に対し、「秋田県女性人材登録取消通知書」（様式第5号）により通知する。

（人材データの公表及び提供）

第5条 次世代・女性活躍支援課長は、女性人材から県ウェブサイトでの公表に同意が得られた人材データに限り、県ウェブサイトにおいて公表する。

- 2 人材データを次に掲げる職への就任等に活用しようとする者は、次世代・女性活躍支援課長に「秋田県女性人材データ提供申出書」（様式第6号。以下「申出書」という。）を提出することにより、女性人材登録名簿に登録されている人材データのうち公表されていないものの提供を求めることができる。

- (1) 県や市町村の審議会又は委員会等の附属機関の委員その他これに類するもの
- (2) 研修会や講演会等における講師、ファシリテーターその他これに類するもの
- (3) 企業や団体等の役員、アドバイザーその他これに類するもの
- (4) その他政策・方針決定過程への女性の参画に資するもの

- 3 次世代・女性活躍支援課長は、前項の規定により申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、該当する女性人材に対し、県ウェブサイトにおいて公表していない人材データの提供の可否について確認するものとする。

- 4 前項の規定による確認に対する同意があった場合においては、次世代・女性活躍支援課長は、第2項の申出書を提出した者に対し、「秋田県女性人材データ提供書」（様式第7号）により同意があった人材データに限り提供するものとする。

（女性人材に対する活動の依頼）

第6条 前条第1項の規定により公表された人材データを閲覧した者及び同条第4項の規

定により人材データの提供を受けた者（以下「閲覧者等」という。）は、女性人材に対し、同条第2項各号に掲げる職への就任等を依頼することができる。

- 2 女性人材は、前項の規定による依頼を受けて活動したときは、「秋田県女性人材活動報告書」（様式第8号）を次世代・女性活躍支援課長に提出しなければならない。

（人材データの適正な管理等）

第7条 次世代・女性活躍支援課長は、人材データを適切に管理しなければならない。

- 2 閲覧者等は、人材データの取扱いに十分留意するとともに、目的以外に利用してはならない。

（活動への支援）

第8条 次世代・女性活躍支援課長は、女性人材に対し、主催する各種会議や事業等を紹介するとともに、その参加を働きかけるほか、活動機会を提供するなどし、女性人材の活動を支援する。

- 2 男女共同参画センターの指定管理者は、地域の行政機関や関係団体、あきたF・F推進員等により構築される地域ネットワークを活用するなどし、女性人材の活動を支援するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和4年2月17日から施行する。ただし、第7条から第15条までの規定は令和4年4月1日から施行する。
- 2 女性人材登録名簿取り扱い要領（平成19年1月25日施行）は、令和4年3月31日をもって廃止する。

附則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。